

🚲 自転車を利用するみなさまへ

自転車の安全で適正な利用について

福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例施行(R4.7.1)、改正道路交通法施行(R5.4.1)

義務 自転車保険等の加入

(福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例第8条)

加入の
対象者

- 自転車利用者 ※未成年者の場合は保護者が加入
- 事業者 事業活動で自転車を利用するときに加入
- 自転車貸付事業者 レンタル自転車について加入

自転車事故の高額賠償事例

自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、**9,521万円**
歩行者が意識不明の重体となった事故 (平成25年7月4日 神戸地裁)

保険等の重複加入を避けるため、ご自身の
保険加入状況を確認しましょう

福井県 自転車条例 [検索](#)

自転車保険・共済の
相談はコチラ

【保険関係】(一社)福井県損害保険代理業協会 ☎0776・57・1665

【共済関係】こくみん共済coop(全労済) ☎0776・26・6123 JA共済連福井 ☎0776・27・8273
(五十音順) 福井県民共済生活協同組合 ☎0776・31・5452 福井県民生協(CO-OP共済) ☎0120・50・9431

努力義務 ヘルメットの着用

(道路交通法第63の11、福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例第6条)

道路交通法が改正され、**自転車利用者全員のヘルメット着用が努力義務**となりました (R5.4.1施行)

- ☑ 自転車利用時は、ヘルメットを着用しましょう
- ☑ 他人を自転車に乗車させる際は、ヘルメットを着用させましょう
- ☑ 保護者は児童や幼児が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させましょう

過去5年間の死者に占める
自転車乗車中の死者の割合 **13.3%**
(H30~R4) 出典:福井県警察 (22人/166人)

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率 **約2.2倍**
着用 0.26% → 非着用 0.59%
(H29~R3合計) ※致死率=死傷者数に占める死者数の割合 出典:警察庁

努力義務 自転車の定期的な点検整備

(福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例第6条、道路交通法第63条の9)

- ☑ ブレーキ、タイヤ、ライト、尾灯等の点検整備をしましょう
- ☑ 反射材も装着しましょう

点検整備(TSマーク含む)に関する相談は、以下にお問い合わせください。
福井県自転車軽自動車商協同組合 ☎0776・24・0366



交通ルールとマナーを守って安全利用しましょう

- ☑ 交差点では一時停止や徐行等の安全確認を
- ☑ スマホ使用、傘さし等のながら運転は禁止
- ☑ 並進の禁止 等

令和4年の自転車乗車中の死傷者**101人**
うち 高齢者の割合 **35.6%** (36人/101人)

出典:福井県警察

お問合せ

福井県防災安全部県民安全課

☎0776・20・0745

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県のHPを
チェック!



危険な運転はやめましょう

二人乗り

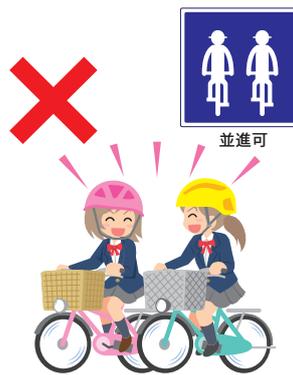


自転車の二人乗りは、原則禁止されています。(小学校修学の始期に達するまでの者を幼児用座席に乗せるなどの場合を除く)

罰則

違反した場合
5万円以下の罰金

並進走行



「並進可」の標識があるところ以外では、横に並んで通行することはできません。

罰則

違反した場合、
2万円以下の罰金
または料料

飲酒運転



お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

罰則

違反した場合、
5年以下の懲役または
100万円以下の罰金
(酒酔い運転を行った
場合等)

夜間の無灯火



夜間はもちろん、昼間でもトンネルの中などではライトを点けなければなりません。自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。

罰則

違反した場合
5万円以下の罰金

ながら運転

傘差し運転



スマホや携帯電話、大音量のイヤホン



ながら運転は、注意が散漫になったり、安定を失う恐れがあるなど大変危険です。絶対にやめましょう。

罰則

違反した場合
5万円以下の罰金

自転車の安全安心対策

1 自転車の鍵かけをしよう (ダブルロック)

盗まれる自転車の多くが無施錠です。ちょっとした時間でも、大切な自転車を守るために、自転車に鍵を掛けましょう。ダブルロックでさらに安全安心アップ。



2 自転車防犯登録をしよう

防犯登録は、法律で自転車の利用者に対して義務付けられている制度です。(罰則なし) 万が一のためにも、登録をしましょう。



防犯登録
福井県
福井県警察